

肥満症治療剤 ウゴービ®(セマグルチド)に関するお知らせ

肥満症治療剤 ウゴービ®(セマグルチド)について、厚生労働省は GLP-1 受容体作動薬の乱用を防ぐため、最適使用推進ガイドラインを満たす施設でのみの使用を想定しており、日本糖尿病学会・日本内分泌学会・日本循環器学会の専門医が常勤している教育研修施設、つまり大学病院などの医療機関に限られています。

当院では、院長が日本内分泌学会内分泌代謝科専門医および日本糖尿病学会糖尿病専門医を取得していますが、施設基準である教育研修施設として認定は受けていませんので、現状は肥満症治療剤 ウゴービ®(セマグルチド)を保険診療で処方することはできません。

また、自費診療での処方は行っておりません。

なお、当院では BMI 30 以上の肥満症の患者さんに対して、管理栄養士による栄養指導も行っております。食事療法でお困りの方は、是非ご利用ください。

2024年3月16日